

固定資産税 居住安全改修(バリアフリー改修)減額措置について

高齢者、障がい者等の居住の安定性、介護の容易性の向上のため、令和 13 年 3 月 31 日までに、一定の居住安全改修（以下、バリアフリー改修。）工事を行った方は、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税額（100 m²相当分までに限る）の 3 分の 1 が減額されます。

【対象家屋】

新築された日から 10 年以上を経過した住宅（マンション等、区分所有家屋を含む）ただし、賃貸住宅は対象となりません。

【床面積要件】

改修後の住宅の床面積が 40 m²以上 240 m²以下

【減額期間】

改修工事が完了した年の翌年の 1 月 1 日（改修工事が完了した日が 1 月 1 日の場合は同日）を賦課期日とする年度の固定資産税（1 年度分）

【減税額】

床面積	減税率
1 戸当たりの床面積が 100 m ² 以下のもの	税額の 3 分の 1
1 戸当たりの床面積が 100 m ² を超えるもの	100 m ² 分の税額の 3 分の 1

【バリアフリー改修工事の要件】

平成 28 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間に行われた、次のいずれかの工事。

- (1) 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- (2) 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は、改良によりその勾配を緩和する工事
- (3) 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・ 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ・ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取替える工事
 - ・ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者などの浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - ・ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取替える工事
- (4) 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - ・ 便器を座便式のものに取り替える工事
 - ・ 座便式の便器の座高を高くする工事

- (5)便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- (6)便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）
- (7)出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - ・開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ・戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- (8)便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の資材を滑りにくいものに取り替える工事

【居住者の要件】

次のいずれかに該当する方が居住していること

- (1)65 歳以上の方
- (2)介護保険による要介護認定、要支援認定を受けている方
- (3)障がいのある方

【工事費の要件】

バリアフリー改修工事に要した費用が 50 万円を超えるものであること（地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く）。

【申告方法】

固定資産税バリアフリー改修減額申告書に次の書類を添付して、改修後原則 3 か月以内に市役所課税課に申告してください。

- (1)納税義務者の住民票の写し（市内在住者は不要です。）
- (2)改修工事の工事明細書（改修工事の内容及び費用が確認できるもの）
- (3)改修工事箇所の写真
- (4)領収書（改修工事費用を支払ったことを確認できるもの）
 - ※(2)(3)(4)の書類に代えて、建築士等が証明する「増改築等工事証明書」で代替することができます。
- (5)給付・補助金等の額がわかるもの（介護保険償還払支給決定通知書、住宅改善促進助成金額確定通知書、住宅改修費支給決定通知書等）
- (6)居住者に応じた書類
 - ・要介護、要支援認定を受けている方・・・介護保険被保険者証の写し
 - ・障がいのある方・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し

※65 歳以上の方が居住されている場合は、追加書類は必要ありません。

【注意事項】

熱損失防止改修（省エネ改修）軽減との併用は可能ですが、耐震住宅改修軽減との併用はできません。また、すでにバリアフリー改修軽減を受けた家屋については適用になりません。

問い合わせ先

大垣市役所 課税課 固定資産税(家屋)グループ

TEL0584-47-8178(直通)